

# 飛驒照蓮寺始末

— 『毛坊主考』疑義 — (四)・完

梅 山 秀 幸

- 【毛坊主の末路——序にかえて】
- 【高山別院照蓮寺】
- 【白川郷の方へ】
- 【毛坊主たちの道場，そして寺】
- 【照蓮寺の大きな影】 …… (以上，34 卷 3 号)
- 【真宗以前——白山信仰——】
- 【ゴンボダネについて】
- 【今昔物語の説話】
- 【嘉念坊善俊】
- 【修験者としての善俊】
- 【嘉念坊と善鸞】 …… (以上，34 卷 4 号)
- 【白川郷の教化】
- 【波乱の時代へ】
- 【明心の教化】
- 【金森治下の照蓮寺】
- 【崩壊のとき 宣了のこと】
- 【崩壊のとき 宣心】 …… (以上，前号)
- 【終焉へ 父子の葛藤】
- 【飛驒の真宗のその後 大原騒動】
- 【円光寺の法儀】
- 【結論にかえて】 …… (以上，本号)

## 【終焉へ 父子の葛藤】

さて、この宣心も延宝三年（1675）には死んでしまう。そして、宣心とさな姫の間に生れた諸丸が、代々のこの寺の住職のしきたりどおりに、東本願寺琢如の一字を譲り受けて琢情と名乗り、照蓮寺の跡を継ぐことになった。この琢情は直情的であり、そして色欲が旺盛だったとされる。三島宇右衛門に娘がいたが、琢情はその娘と通じて一子沖丸が生れ、これが後に一乗と名乗り、照蓮寺を継ぐことになる。妻帯を認める真宗寺院とはいえ、正式の妻と妾などという区別があるのかどうか釈然としないのだが、『岷江記』では、この宇右衛門の娘は正式の妻とすることなく、金森家とも縁続きの、有力な下原の山下市助の娘を嫁に迎えることになったため、沖丸は石浦の速入寺に預け、宇右衛門の娘は寺中寺である真蓮寺浄玄に押し付けて結婚させた。自分の手をかけた女子を臣下に賜るなど、古代の帝王の所業であるが、照蓮寺住職にはそうした古代の帝王的な性格があったのだといってもよい。

結婚当初、琢情と山下市助の娘との夫婦仲はよかったので、沖丸も手元に引きとって育てることにしたが、やがて照蓮寺に女中奉公していた小三という女に、琢情はうつつを抜かすようになる。藩主一族の有力者である金森左京もこの小三を一目見て、「小三がいろに心めで給ひ、御心おだやかならずさまざま御心をくださいあこがれ給ひ」という状態になったという。なんとか琢情と別れさせて、手に入れようと画策したほどだったというから、小三は、左京の武士としての体裁や面子なども忘れさせるほどの、よほどの美しい女だったらしい。

この小三のために、琢情は山下市助の娘とは離縁してしまう。このことが門末を巻き込んでの大騒動になってしまうのである。

「かくて諸末寺七拾余ヶ寺各一味同心して、琢情の御前にぞ出にける。各

一同に申けるは、諸末弟一同に願ひ奉る趣は、御召つかひの小三に御いとま賜はり、奥方を召しかへし給はるべしと言をつくし、理を責ていろいろ願ひことわれ共琢情曾て聞召入給はず。此事において幾たび願思ふともかなふべからずと仰られ給ひける。」

離縁は避けるべきだということで、押し問答が繰り返される。女性問題がなぜこれほど大問題になるのか、どちらもなぜこだわるのか、あるいは本願寺を筆頭にして真宗寺院における「裏方」の立場というのは、制度として存在するのかどうか、公的なものなのかどうか、実をいうと、よくわからない。だれも説明できないのではないかという気がしないでもない。妻帯(女犯)宣言をした親鸞自身の抱え込んだ矛盾としかいいようがないが、飛驒の門末の人々としては、照蓮寺の「裏方」は、しかるべき良家から迎えた女性でなくてはならないという意識がすでにあつたらしい。ところが、琢情は「召つかひ」風情の小娘にうつつを抜かしてしまった。本来寵愛すべきでない身分の女性をことのほかに寵愛して、周囲との摩擦を起こすというのは、そのまま『源氏物語』の桐壺の巻の主題であるが、琢情と小三の間には「ものあはれ」というべき優艶な情緒の世界はなく、照蓮寺末寺としても情狀酌量の余地もなく、琢情のもとからすっかり離反していくようになる。

おりから、元禄元年(1688)には、金森氏は出羽の上山に改易されて、飛驒は幕府直轄の地になる。外部の変化に応じて、この間、照蓮寺にも転変はあつたはずだが、元禄七年(1694)には大垣藩による検地が行われたものの、照蓮寺領は旧来どおり除地の扱いになって、相変わらず飛驒での特権は認められて安泰であり、それをいいことに墮落はさらに進んで、奥向きではいよいよ小三の力が増していく。

「小三弥々奢りたかぶりてうへ見ぬ驚の心地なりけれ共、琢情の御ころざし深かりぬるゆゑ、ありたきまゝにぞあらせ給ひける。」

心ある人々は眉をひそめ、裏では謗り、嘲る人も多かつた。照蓮寺の権威は内部から崩壊していくのである。そうして、あろうことか、小三は継子の

一乗に恋慕するようになる。

「中将殿の御風俗いろ白く、端正て威ありて猛ならず、気高くして賤しからず、諸坊主の中に出仕し給ふに、瓦石の中に玉を置きたるが如くにぞ見えさせ給ふ。小三の心いつとなく中将殿に恋慕して懸想の心ふかくして、人しれず心の底の思ひ草とぞなりにける。」

この継母の継子に対する道ならぬ恋というのは、説経浄瑠璃の『俊徳丸』や『愛護の若』などで馴染み深いものであって、別段珍しいものではない。継子が継母の恋慕を迷惑がるというのも、説経浄瑠璃の筋立てと同じであって、浄瑠璃の趣向を取り入れた創作ではないかという気もするが、いずれにしろ、照蓮寺内部は聖域にあるまじき腐敗ぶりを示し、来るところまで来てしまったという感じがする。中将は継母の秋波を受け流すが、すると、小三は逆に中将を憎むようになって、支給するはな紙もけちり、刻みタバコもけちり、あるいは衣類も新たに調えるというようなことはしなくなって、なにかと中将に辛く当るようになる。これもまた、説経の類型的な展開と同じである。

中将が継母小三をはねつけたのは、中将がきわめて志操堅固であったからというわけではない。まだ少年で性に目覚めていなかったせいだという方が正しい。中将は成長するにつれて、やはり父に似て、人一倍の色欲の深さを発揮するようになる。

「元禄十年〔1697〕中将の御歳十八歳にぞ成り給ひける。諸坊主・諸檀徒に至るまで御成長を悦びて御繁昌をぞ待たりける。然るに中将の御心色欲ふかく渡らせ給ひ、御学文の事はよそに成り、しどけなき御事のみぞおほかりける。」

大寺の住職となる身として学問に励まなければならない時期に、色欲に目覚めてしまって、学問が手につかず、自堕落なことばかり多くなっていく。

「我久しく部屋住みの身にして召使ふべき者不自由に候得ば、下女を一人召かゝへおはしたき。」

ありてにいえば、性を処理する女を一人身近に置きたいということである。文脈からいえば、部屋住みの身では「言語道断の事」と書いているから、真宗寺院でもこれはやはり恥ずかしいことで、公然と行えることではないようである。奥向きのことは小三がしきっているらしく、振られたことでまだ中將に怨みを含んでいる小三に相談した。小三は中將の弱みをにぎって、いつでも夫の琢情に告げ口ができる材料ができたことを喜び、中將が側に女を置くことに賛成する。ここでは「恋愛」が問題なのではなく、「業」としかいいようのない性欲が問題となっている。もちろん、業が深いということも排斥されるべきことではないであろう。むしろ、その業の深さにこそより強い往生の契機があるというのが真宗の教理であったはずである。中將は、逆説的にいえば、照蓮寺の末期にまさに選ばれた人として生れて来たような人物といえなくもない。

「その比八幡町にかずならぬ者の娘にいろよき女子のありけるを召かゝへ給ひ、その名をみきとつけかへて、御心ざし浅からずわりなき御かたらひとぞ成りたりける。」

ということになって、中將はこのみきを溺愛するに及んだ。小三はこごとばかり琢情に訴える。

「中將殿こそ御父の御ゆるしもおはさぬに、みきといへる女子を召しかゝへ給ひ、頃日は学文の沙汰もなく、明けくれかの売女に御心めで給ひ、しどけなき事ども言にもつくされず。そのうへ申も恥しく、思召も悲しけ侍れ共、あるべき事かしのを御部屋に召れ、われらを恋慕し給ふ由色々御言をつくし給ひ、しを御たのみありけるよしくはしくしのかかたりしなり。」

中將に思いを受けとめてもらえなかった腹癒せに、逆に中將が言い寄ったといいつける。女中を側に置くことについては、みずから承諾したこととはいえ、みきごとき賤しい女にうつつを抜かされてはいよいよ腹立ちもおさまらないのであろう。真宗寺院では、その始祖の妻帯宣言のようなものがあ

り、妻帯にともなう子どもの誕生、そうして相続という、性を拒否することによって俗世間とは截然と分かれた異質の空間としての寺院が本来持たなくともよい問題が常に起こる。善鸞の義絶、覚如と唯善の諍いと、当初から本願寺は「家庭」のトラブルを抱えている。それでも、人々が敬虔な信心によってそこに生き、支えている限りは、聖なる空間として、人間のなまの欲望からは離れて機能していたはずである。ところが、照蓮寺では内部から瓦解して、聖域としての存続の危機に瀕している。善俊以来の血脈は絶え、今の住職は金森の血筋であり、しかも、その金森の本家はといえば、改易になって、もう飛驒にはいず、後ろ盾を期待することはできなくなっているのである。

寺院の歴史の前面に女性が登場するのも、異例といえば異例である。『岷江記』でも、これまでは、歴代の配偶者の簡単な出自の記載はあっても、それぞれについての物語とっていいものはなにもなかった。ところが、琢情の時代からそうではなくなる。「牝鶏ノ晨スレバ、コレ家ノ索ルナリ」というのは、フェミニズムの現代にあつては禁句であるが、『岷江記』は書名そのものも明かすように、漢籍の素養のある人物の手になっている。女性はポジティブな存在としては描かれていない。小三の動機は嫉妬としかいいようのないものであるが、狂ったように言い募って、照蓮寺の存立の根本にかかわるようなことにまで口を出すに至る。中將は照蓮寺の乗っ取りをはかっているというのである。

「諸坊主をかたらひ一味納得し給ひて、院主をおしこめ参らせて中將殿院主をとり給ひ、みきを奥様とあふがせて、栄花にさかえ給はんとの御たくみ、末寺の人々折々御部屋にしのびて相談おはすよし、御部屋出入の者どもものさゝやきかたるを聞しなり。」

もともと母親の離縁、さらには育ての親である山下市助の娘との離縁のいきさつがあつて、この父と息子の仲はよくなかつた。本人同士、似過ぎていくことも、互いに憎悪の感情を掻き立てる要因であつたに違いないが、小三

のこうした讒言によって、父子はさらに不仲になる。その上、小三はみずからの腹を痛めた是丸のことが気掛かりである。

「中将殿の御たくみ有べき事にはあらねども、諸坊主一統のうへなれば何事も何事も御心のかなはせ給ふ事有まじきなりと思ふなり。愚なる心からいふも中々恐れ入侍れども、ふかく御思案ましまして別に一寺を建立し給ふ事はなるまじき御事にても候はず。治部卿明了の長子教心は此寺を立退たる人なれども、院主の言上賢ければ木仏・寺号下されて殊に一家の官に任じ給ふぞや。賤しくも是丸は末子とは生れ給へども院主の実子の事なれば、賢く言上し給はゞ一寺を外に建給はん事いとやすき事なるべし。さらん時は寺中末寺を二にして是丸殿に給はり、院主は閑院のやすきに御心を楽しめ給へかし。妾が本望何事か是に増たる事の侍らん。」

歌舞伎によくある「お家騒動」とまったく同じパターンである。子を思う親心とはいえ、できれば、わが子の是丸に照蓮寺を継承させたい。しかし、長子はあくまで中将であって、諸末寺も中将のもとに集まり、それを支持しているようである。だから、照蓮寺門末を二に分ち、その半分だけでも是丸に継承させられないだろうか。琢情は、自由の利くのも自分の生きているうちだと考えたのか、是丸に継承させるべく、本山に申請して新たに興隆寺を興す。

「新寺造営の事頗る大造の基たりといへども、御末寺門下の人々にも曾て何の御沙汰もなく、諸方に材木をもとめ石を引などし給ふを何事やらんと問ふひとの前には、何となく御隠居の御用意とのみ披露し侍りければ、御親子御不和なるうへは幸の御事を聞人心中に笑の風情にてぞ居たりける。終に元禄十一年正月より御普請の事始ありて大勢の番匠入込、殊に急ぎの御普請なりとて朝夕共に手もとの見ゆるをかぎりとして急ぎぬるほどに漸柱立成就し侍りけり。仏閣より庫裏・台所に至るまで重々残る所なく、美々敷事照蓮寺に勝りて嚴重の御作事にてぞ侍りける。」

伊達六十万石を半分に割ってでも、大名になろうというような話は、真偽

はともかく、通俗的な読み物としての『仙台萩』では語られる。飛驒照蓮寺でもまったく同じような発想である。是丸に半分でも継承させようという小三の意志を尊重して、まずは照蓮寺に劣らない大寺を普請する。「地形を高く盛りて本堂の床の高さに齎しくし、新寺の床は本堂の仏壇の高さに同じ」というから、照蓮寺を意識して、それより一段と高く造成する。寺格も一段高いということを示そうというのであろう。寝所の床の下には湿気を通さぬように八寸の厚さにもみぬかを敷き、天井も同じく一尺以上もみぬかでおおったが、これは落雷から守るためだという。壁には松脂を和し、砂金を用いたりして、贅沢を極めた普請だった。

父子の対立は決定的になったが、中将はみずから身を引くことを考える。

「寺を二に分け給はゞ双方共に騒動して穩に治る事難かるべし。殊に法物まで二にし給はんとは俗家がましき思召、有べき事とも思はれず。是ほどの事知召給はぬ院主にもあらねども、色を重じ傾国を愛給ふ事ふかきゆゑ、小三のいさめに御心まどはせ給ふからかゝるたくみをし給ふ事こそかなしけれ。かゝる御たくみ有事ならば一寺滅却の基と成べし。何事も何事も中将と云ふ者あるゆゑに、院主の御心を苦しめまゐらするなり。はやく身を退て寺を是丸に続しめば、院主の御心もやすく、小三が本意たるべし。」

中将の「俗家がましき」ということばには、寺院はあくまでも俗世間とは違うべきなのだという宗教家としてのまっとうな精神が感じられないでもない。照蓮寺を二つに割るという考え方そのものが、飛驒の自立した真宗の基盤を危うくするという認識も、本山のなりふり構わない締め上げなどを見聞きした上での、正常な判断であつたろう。幕府がさまざまな口実をもうけて外様の大名家を改易し、取り潰したのと同じように、本願寺も地方大寺に対して、「別院」という呼称こそ後のものであるが、支寺化しようとして、鶺鴒の目鷹の目で機会を窺っているのである。照蓮寺を保全しようとするれば、自分が身を引くしかない。



「元禄十一年十二月十四日夜更、人しづまりぬれば御部屋を忍び出給ひ、軍内一人御共にて古川両寺と心ざし、夜もすがら道をたどり給ひける。雪ふかき折ふしに月は雨夜の雲あつく、和らぐ雪のふみ入りてぞあゆみ煩らひ給ひける。かゝりけれども忍ぶ身はくらきを殊にちからにて、惜しめどちかきしのゝめの横雲しろき頃ほひに、古川にぞつかせ給ひける。」

中将はついに古川に出奔するのである。『岷江記』の記述をそのまま信じて、たどっていかうと思うのだが、高山にとどまっていたのでは、身の危険を感じて逃げたのではないかも、憶測してみる。ともあれ、古川には本光寺と真宗寺という格式の高い照蓮寺末の二つの寺があって、この二つの寺を往来して、中将は時間を稼ぐ。高山では琢情と小三が驚き、中将の行方を探索させるが、杳としてわからない。

中将の失踪が人々に知れ渡ったのは、十二月二十日のことである。照蓮寺では例年の行事として、この日は煤払いをすることになっていて、三里四方の末寺が集まってそれに奉仕することになっていた。煤払いが終わった後、諸末寺は院主の前で祝儀を述べることになっていたが、いつもなら中将もその場に居並んでいなければならないはずなのに、姿が見えない。不審に思つて、どうしたのかと側の人々に聞くけれども、琢情から口止めされたのか、だれも答えようとしなない。それで、琢情本人に聞くと、

「去ぬる十四日の夜より見え侍らざるゆゑ、諸方を尋侍れどもいまだ落着の知れざるなり。定て年籠りせんと思ひて抜参りしけるにやと思ふなり」と答える。諸末寺の者どもは顔を見合わせるだけで、何もいわず、その場はさがって、真蓮寺に集まって会合を持つ。そこで、中将が古川にいることが明かされるのだが、同時に、琢情の側につくか、中将の側につくか、諸末寺は選択を迫られる。「一人も御院主の味方といへる人こそなかりけれ」とあって、琢情は浪費のために諸末寺の怨みを買っていたのか、まったく見放されてしまった。

「明れば極月二十一日円徳寺・還来寺・速入寺・往還寺・玄興寺・願生

寺・秋声寺・東等寺・随縁寺・南春寺・西念寺以下川上郷には三ッ谷の一  
念寺・藤瀬村の了因寺・牧ヶ洞の了徳寺そのほか道場々々まで何れも古川  
に参り集りけり。中将対面し給ひて、うれしくも是まで参集あるもの哉、  
中将が身のうへは当所両寺へ相談しいかやうとも頼むなり。かくいへばと  
て院主をうらみ給ふなとさはらぬ御意のさしくばり、何れもあつと畏り、  
御心安かるべしいかやうとも相談いたし候べしといさぎ能ぞうけ合ける。  
かくて何れも申けるは、昨日の一座に見えざる面々廻章を出し心底を聞く  
べしとて、遠方の寺々へ廻文をこそ出しける。廻状の到来するを遅しと何  
れも古川に馳参り、何れも一味不易の約束をなし、七十三ヶ寺残りなく中  
将へ一味して院主へ付候者只一人もなかりける。」

琢情とて、こうした諸末寺の動静に手を拱いていたわけではなかった。飛  
驒での劣勢を挽回するためには本山を味方につけた方が有利だと考えて、機  
先を制そうと、京都に飛脚を立てる。それが二十五日の暮れとも、二十六日  
の朝だとも聞いた中将方は、二十六日の暮れには、こちらも負けじと京都に  
飛脚を立てた。中将方の飛脚は琢情方よりも一歩早く二十七日の七つ時分  
には本願寺に着いて書状を届けた。しかし、これら両者からの書状というの  
も、ただ飛驒の混乱ぶりを伝え、当事者の解決能力のなさを明らかにするだ  
けで、結果としては、東本願寺が介入するのに恰好の口実を与えることにな  
ったのではないかと思われる。重ねて本山に陳情するために代表者たちが  
上京する。

「明れば元禄十二年正月にも成ぬれば、末寺中折々の集来、数度の寄合あ  
りて相談事定りて、坊主にては本光寺・円徳寺・両泉寺・□□□□□俗  
徒にては打江村六良左衛門・三枝村助右衛門正月中頃に打立て京都にぞ上  
り侍りける。願ひ上る趣は、院主琢情よろづ如法ならず。殊に色欲を重  
じ、寺務怠慢致候へば、琢情に隠居を仰付られ、中将一乘に寺跡相違なく  
仰付られ給はるべし。左あらんにおいては國中末寺門下残りなく馳走致べ  
しとぞ願出し侍りける。役人立出、始終の吟味ありて中将古川へ出奔の意

趣、或は院主不行作の品々、法中のしまり、門徒のかため逐一の御尋、滞なく言上し侍りけり。」

それでなくても、本山は地方大寺の仲介を経ずに、末寺を直接支配しようと虎視眈々と機会を窺っている。そうした政治の勘を働かせるほどには、飛驒の諸末寺は悪人ではなく、本山はよしなに取りはからってくれるだろうと考えたのだろうか。琢情の隠居と中將の相続の陳情だけにとどまらず、照蓮寺の寺院にはあるまじき不行跡について、逐一尋ねられるままに、滞りなく言上したのだというから、あまりにも素朴であり、人がいいにもほどがある。本願寺は吟味を終え、二月には使いを飛驒に出した。まったくすばやい対応といわなくてはならない。

「二月二十六日御使僧大念寺・上使富井勘左衛門兩人、町方白木屋長左衛門といへる者の所を旅宿とし給ひ、仰渡さるゝ趣は、琢情隠居し、寺務を中將にゆづるべしとの上意なり。法物萬相改うけ取可申なりと、白木屋宅にて仰渡され、夫より両使は照蓮寺に至りて、法物以下改請取給へば、琢情は松本の屋敷にうつり給ひたりけり。其後両使中將を招き申渡さるゝ趣は、照蓮寺事以後は住寺持の御かけ所と申ものにて候間、萬事今までの格式にては有べからず、萬預置るゝ所如此なりとて、帳面を以て相渡さる。その上隠居琢情には二十五人扶持年々滞なく相渡し申べしとの上意なる間、急度相守らるべき由仰せ渡し給ひける。明心以来つゝがなく相続せし寺の、終に元禄十二年三月下旬と申には御かけ所とぞ改りける。」

琢情が隠居し、寺務を中將に譲るというのは、人々の嘆願どおりであった。しかし、なにやらおかしい。「法物」は宝物といってもいいだろうが、「うけ取可申」というのは、没収ではないのか。そして、中將に言い渡したのは、照蓮寺は以後「住寺持の御かけ所」というものになって、これまでの格式ではないということであった。「御かけ所」というのは後の別院制度の先駆けをなすものといえる。地方の教化のための支部を作るといえば聞こえはいいが、結婚を認める真宗にあつては連枝なるものが無数に増えていく。

それらの口を糊するための方便として地方の寺々を本山の支配下に置くのである。ただ、照蓮寺の場合は中将に「預ける」という形式を暫定的に取って置いた。実に巧妙な遣り方といわなければならない。

琢情の隠居生活の面倒を見るために、二十五人扶持を毎年捻出しなくてはならないというのも、中将にとっては苦しいが、不良としかいいようのない父親はまたとんでもないことを本願寺に陳情する。

「重て又莊嚴院御本山へ願ひ給ひけるは、われ在住の間かり置候金子四百両是あり。琢情隠居の身にて候得ば、当寺中将へ残りなく相払候やうに仰付られ可被下旨しきりに願ひ給ひければ、親の借金なるからは跡職相続の身として争か違背有べきぞとて、是も中将より御はらひ可有旨仰付られ侍りけり。」

父親からも、本願寺からも嫌がらせを受けているわけだが、現在の民法の解釈からも、遺産を相続したのなら、借金も相続すべきだという解釈は成り立つのだろう。ところが、本願寺のずるいところは、「住寺持の御かけ所」というのは規定が曖昧であって、照蓮寺の相続についてはっきりと認めていたのかどうかかわからないところである。それでも、親の借金の肩代わりを中将に命ずる。中将にとっての選択は一つしかなかった。

「元禄十五年中将積一乗上京し給ひ、としをこえて同十六年の春、照蓮寺を指上給はんと願を指出し給ひける。かゝる願を出し給ふ意趣は、隠居へ二十五人扶持を運び、その上に四百両の借金を引うけ給ひては寺を相続する事なりがたく思召給ふゆゑ、寺を指上申度願を出したらんには、いかなる所存なると御尋ねあらん時、相続成りがたき旨を御なげき申上げなば、扶持の方を減じ給ふか、借金の方を御用捨し給ふか、二の内一方は御ゆるしも可有かと思召給ひける御心こそ悲しかりけれ。かくて何の御沙汰もなく逗留し給ひぬるほどに、五月に至りて召出され願の通り照蓮寺を召上げらるゝなり。追付下向して輪番に引渡し可申なりとて上使大念寺、輪番無量寺にぞ仰付けられける。」

けっして甘やかされて育ったわけではなかったけれど、照蓮寺の相続を放棄するつもりなど毛頭ないのに、放棄すると言い出せば、二十五人扶持の義務か、四百両の借金返済の義務か、どちらかが免除されるだろうというのだから、やはり判断がいかにも甘いといわざるをえない。本願寺の思う壺といたところである。照蓮寺は本願寺の掛け所として、住職は名義人としては本願寺法主、寺務は輪番制にして、本願寺の親戚筋の寺に任せることとする。四百年の法灯といたところで、もうすでに善俊の血筋ではなかったし、それに代わる金森の血筋といたところで、その金森も飛驒からは姿を消していたのだから、照蓮寺を取り上げるのに、だれに遠慮することもなかった。相手から献上するといってくるのだから。門末からも敢えて異議申し立てがなされた形跡がない。

かくて、中將は自暴自棄になったものか、あるいは肩から重い荷を下ろしてほっとしたものか、しばらくは京都で過して、一年たつて、高山に姿を現わす。その時は、すでにただの蕩児の帰還というしかない姿であった。

「元禄十七年の春、一乗飛驒に御下向ありて真蓮寺に到着し給ひけり。かねて御懇意の坊主中を招きひそかに相談し給ひけるは、我京都において風呂屋なる女子によしみふかくわりなく捨がたき者あり。うけ出さねば一乗難儀に及ぶ事の侍れば、あはれいづれもの力にてうけ出し給はれかしとぞ申給ひける。」

歴史ある照蓮寺を投げ出しておいて、その釈明の一つもなく、あろうことが、遊女の身請けの金をかつての末寺の人々に無心するために戻って来た。一乗の身の振り方を本気で心配していたであろう末寺の人々もこれにはほとんど呆れ果てるが、これはたとえば太宰治の処世ぶりともいえるべきもので、照れ隠しなのではないかという気もする。故意に道化て、性格破綻者ぶりを周囲に誇示して見せているのではないかとさえ感じられる。中將にはどこか気の弱い、シャイなところがある。『岷江記』は同時期の江戸や上方の職業作家たちより人間を描くのに巧みであって、もちろん言文一致以降の近

代的な表現とは無縁であるにもかかわらず、弱々しいものではあるけれど、近代的な個我といっているものを描いている。近代的なテーマである父と子の葛藤も見事に描いていたのである。子が父を超えることができない、現代までも相変わらず続いている悲喜劇を完膚なきまでに描いて見せている。いずれにしろ、こんな金の無心は断わられるに決まっている。

「かくて三月下旬に飛驒を立せ給ひ、京にぞ上り給ひける。飛驒の末寺を頼みてうけ出さんと思召たる御事の大に相違し侍りければ、御心も面白からずうき事のかさなりぬる世をいとはしく思召ける折ふし、御よしみの千世といへる風呂の女子にあひ給ひ、いかなる首尾にてや侍りけん、その年の六月朔日御歳二十五を一期とし、心中と相見え風呂屋の女子もろともに御心もとをさし給ひ果させ給ふぞ悲しかりける。」

飛驒に一度帰ったのも、穿った見方をすれば、金の無心を装って、実は故郷の山河に別れを告げたかったのではなかろうか。遠く背景の山々にはまだ雪が残っているのに、里では桜が咲いて、宮川に散り懸かる、その故郷の景色をしっかりと臉に留めて、彼は飛驒を後にした。かつて大名の道を捨てて京都に上り、茶の道で大成した一族の金森宗和のように、美に埋没して風流を事とする生き方ができるわけでもなければ、京都の生活が面白いはずもなく、陋巷の生活にすっかり溺れてすさみ果て、湯屋の女と覚悟の心中を遂げたのである。中將がどのような極楽を思い描いていたかは、わからないが、六月になって、京都は炎熱地獄のように暑かったに違いない。

### 【飛驒の真宗のその後 大原騒動】

中將が死んだからといって、飛驒の真宗の歴史が終わったわけではない。ごたごた続きに嫌気がさして、古川の大寺である本光寺や真宗寺などは、東本願寺の手を離れて西本願寺に転派する。照蓮寺は、本山掛所として、さら

には別院としての威光をもって、その生命を保ち続ける。東本願寺からは「輪番」が派遣されて、敬虔な飛驒の門徒たちはその照蓮寺輪番に対しても相変わらずの尊崇ぶりを示すであろう。マックス・ウェーバーのことばを借りれば、「世襲カリスマ」が「官僚カリスマ」に変化したわけだが、輪番の御回壇でさえも相変わらず飛驒の人々にとっては「生き仏」の巡行であって、たいせつな年中行事の一つであった。しかし、照蓮寺と飛驒人との関係は微妙に変質していったと考えざるをえない。

安永年間、いわゆる大原騒動なるものが勃発する。明和、安永のころ、江戸時代も中期を過ぎて、幕藩体制は、その財政面で破綻を来すようになって、幕府も諸藩も窮乏し、その結果農民に対する苛斂誅求は容赦ないものになっていく。必然的に人々の不満が鬱積して、幕府は徒党・強訴を禁じていたにもかかわらず、追い詰められた百姓たちは遂に叛旗をふりかざすようになる。それは全国的な状況であったが、飛驒においても代官大原彦四郎の時に、抜き差しならない情勢に立ち至った。すなわち、安永二年(1773)、大原彦四郎は飛驒一円に検地を行った。元禄年間、金森氏改易の後、飛驒は天領となった。幕府直轄の地になったわけだが、その時、これまで真宗寺院の寺領に関わってなんども触れて来たことではあるが、幕府の命を受けて、大垣藩が検地を行った。その元禄検地では四万四千石となり、秀吉時代の慶長検地での三万八千石に比べれば増石であったが、年貢高はむしろ減らされた。飛驒人は天領の有り難さを身をもって知ったわけだが、今回の検地について、人々は大原彦四郎の私欲を満たすために出たことと信じたとされる。検地が始まるや、人々は集まって相談し、検地取りやめのための運動を開始した。それだけでも、すでに「徒党」の禁を破っていることになる。

人々はまず大原彦四郎に嘆願したが、もちろん、彼個人がどうにでもできるものではなく、受け容れられず、次には、元禄検地の実行者であった大垣藩へ嘆願するが、これも聞き容れられず、終には代表者が江戸に上り、老中および勘定奉行に駕籠訴あるいは駆けこみ訴えを強行するに至った。しか

し、これらによって、幕府の方針が改まるはずもなく、検地は取りやめになるどころか、かえって弾圧を強化する効果しかなかった。首謀者たちは江戸に喚問された上で入牢し、高山陣屋でも村々から人々を拉致して来て、取調べ、というよりは拷問が始まった。こうした強権発動は、しかし飛驒人の心性を無視したものというしかない。人々はさらに寄り合い、団結を強めることにもなった。飛驒一の宮・水無神社には何千という人々が集まって、宮川の河原に出ては氣勢を上げるような事態に立ち至って、大原彦四郎は陣屋に詰める人数だけでは鎮圧できないことを知り、南の郡上藩に援兵を請うた。アジールという中世的な習慣からいえば、聖域に立て籠もる人間をめったやたらに切り刻むなどということはありえないはずなのだが、郡上の青山藩の兵士たちはそれをためらうことなくやったとされる。

大原騒動はその子どもの大原亀五郎の代まで持ち越され、最終的には、粘り強い飛驒人たちの力によってこの大原亀五郎は失脚させられる。その経過をたどる必要はここではあるまいが、この大原騒動と飛驒の真宗寺院がどう関わったかは注意すべきであろう。江戸幕府がこの騒動に対して大弾圧を加えたのも、飛驒の百姓たちはみな真宗門徒であったから、彼らの蜂起がかつての「上をも恐れず、死をも恐れざる」一向一揆の記憶をよみがえらせたからであった。

大原騒動の顛末を書いた書物として、『飛驒夏虫記』と『夢物語』が伝わっている。『飛驒夏虫記』の方が古く詳細であり、『夢物語』はその抄録といった側面がある。『飛驒夏虫記』に次のような記事がある。

#### 「御坊照蓮寺に而末寺中吟味の事

御地改の儀に付御坊照蓮寺末寺中に於ても差支りに相成り候寺寺も有之よつて 御役所より輪番所江御届け被仰遣候趣候は此度地改の儀に付照蓮寺末寺中におゐても吟味可致筋有之候其末寺の儀に御座候得は御坊に而吟味被成候や又は此方へ召出し吟味可致候や其段可被仰聞候と有事なり。折節輪番には益田辺へ回檀〔ママ〕に被參留守の儀なれば急ぎ寺中寄合に相談の上先



つ返事申けるは御届けの趣委細承知仕候輪番儀只今は回壇<sup>〔ママ〕</sup>に出留守の儀に御座候得は輪番方へ此趣可申遣候間輪番帰次第に右御返事可申上候との事にて夫より俄に飛脚を遣し候処輪番には急き帰られ寺中末寺被召寄相談の上にて而真蓮寺を使僧とし御役所江申遣けるは先達而御届けの趣委細承知致し候当御坊末寺の儀に御座候得は此方へ呼寄委細相糺し可申候尤等閑ならぬ儀なれば本寺へも相届け候而差図を請其上吟味を致し御左右可申候との事也よつて塔中円竜寺を本寺東本願寺へ被遣右の趣相届られける処本寺よりも吟味可致旨下知有之によつて其寺々住持御坊へ被召寄吟味有之夫々の科被申付候て其段御役所へ相届け罷居ける処寺法の趣にて吟味相済み候上は宣敷候と有る事にて相済みけるなり右吟味の趣此末に委細記し置ものなり此時在番浄林坊なり。」

大原騒動とは代官大原彦四郎の「地改め」、すなわち増税をはかるために検地をやりなおしたことに端を發したものであった。もともと寒冷の地で石高は低く、生活の困窮を極めている百姓たちがこれに異を唱えて、叛旗を翻すのは当然といえば当然であった。その百姓たちに近いところにいる寺々が百姓たちと歩調を一つにするのも、これまた当然であつて、そうでなければならぬ。まして、「毛坊主」であれば、實質は百姓なのだから、むしろ、一揆の主役であるはずであつた。実際、戦国時代においてそうであつたし、この大原騒動の時にも、確かに加担した寺々があつたことがここからわかる。

役所がこれをすぐに摘発することをしないのは、照蓮寺輪番の權威をいちおうは認めたからであらうか。照蓮寺末寺のことであるから照蓮寺の方で吟味なさるか、あるいはこちらに召し出して吟味することにしようか、というおうかがいを立てる。照蓮寺輪番はおりから例の回壇で留守であつた。「生き仏」と崇められ、百姓たちの真心からの盛大な饗応を受ける旅である。しかし、輪番はもう百姓たちの側には立たなかつた。あわてて回壇を中止して高山にもどり、末寺を集めて相談した結果、自分たちで騒動に関わつた寺々

を吟味することにした。念のため本山におうかがいを立てたところ、本山もやはり吟味すべきだという意向であったから、問題の寺々を召しだし、詮議した上で、寺法に基づいて処分したというのである。以下、その吟味と処分についての記録がある。

まず川上郷有巢村の恵林寺について、

「右恵林寺住様輪番所江被召寄吟味の上当時隣寺預けに被仰付けり恵林寺儀は度々百姓を寄地改違背の相談宿を致し候段出家の身分に有間敷不相儀の儀なりたとへ百姓方より強而相頼み候とも断り可申筋なるを無其儀却て同様の取計ひ致し候段公儀を軽しめ候儀宗門の掟にも相背不宣次第也其上多年円光寺勧め候不正儀の趣を信用致し候段彼是不届と有之儀にて其後隠居被申付けり。」

もともと真宗寺院が村民たちの寄合いの場所であったとすれば、一揆の相談をそこでするのは自然な成り行きであるが、その場所を提供したという理由で、恵林寺は隣寺預かりとなり、その後、隠居を申しつけられた。さらには、ここで注目すべきなのは、恵林寺が今は西本願寺の末になっている古川の円光寺住職の説いている「不正儀」を信用していることが罪状に加わっていることである。

白川郷の寺も吟味されているので、それを挙げて見る。野谷村の浄蓮寺である。

「右輪番所へ呼出高山町宿預けに被仰付けり浄蓮寺事は俗道場にて寺持ながら名を四郎左衛門と申俗体なる故白川におゐて七ヶ村の名主役相勤候故此度地改の儀に付組下の百姓を寄せ相談を致し大垣行の入用金等の世話など致し候段不届と御咎め被申付永々迷惑致しけり。」

ここに「毛坊主」の例が出て来る。騒動には、会合の場を提供したというだけにとどまらず、大垣に訴えに出る人間への必要な金子の調達をするなど、もっと積極的に関与している。その地域の名主役をも勤めているわけだから、むしろ一揆の首謀者というべきであろう。

その他、同じように、会場場所を提供した、訴えに大垣に行く者の往還手形を発給して便宜をはかったなどの理由で小八賀郷八賀町方村の還来寺、小鳥郷杉崎村の常慶寺、灘郷冬頭村の東等寺、灘郷西之一色村の玄興寺などが吟味を受けていて、『飛驒夏虫記』はその顛末を詳しく紹介している。さらには、牧ヶ洞の了徳寺は、甥の馬飼商である善十郎が失踪、どうやら江戸に直訴に出かけたらしいとわかり、事前に役所に出かけて、寺とは無関係の旨を届けて、難を免れたという逸話も載せている。

還来寺の吟味のあらましを引いてみよう。

「還来寺は百姓大垣へ参る時関所通り手形持参させる者共へ往来手形を遣し候由相聞へける処吟味有之ければ往来手形出し遣したるは只一人にてしかも其人通り手形も所持致したるよし申訳け立ける也然共還来寺は日頃横道者にて其上円光寺法儀に抱りたる事も有りけるによつての咎め也。」

大垣へ訴えに出る百姓に手形を出した云々については、申し開きが立った。しかし、「日頃横道者」であったというのは、照蓮寺輪番に対して常に従順ではなく、法儀については、古川の円光寺に心を傾けていた、その点は難詰されても仕方がなく、咎めだてを受けたということになる。

## 【円光寺の法儀】

先の川上村の恵林寺の場合にも円光寺の法儀なるものが影を落としていた。その円光寺の法儀についてやはり考えてみる必要がある。『飛驒夏虫記』の記載を見る前に、簡潔でわかりやすいので、『夢物語』の記事を引いてみよう。

「越中の国聞名寺末、吉城郡古川町方円光寺住持浄明といへるは、世に珍しき才智の人にて、宗門一派教法の外にも、神楽記・浄信記・四句分別などいへる法文を作り、無智の在俗を勧めければ、世の人敬ひかしづく有

様、元祖聖人にもまされる振合なり。しかる所、西本願寺末寺、同町真宗寺。これも学才これある僧なり。宗門の掟をもって勧め方、並びに私に法文を作りたる趣など尋ね申さる。双方出入りにおよび、京都本山まで双方より訴へ出でける。古川町近辺寺々拾三ヶ寺、高山町勝久寺は真宗寺に付き、三福寺村歡喜寺・下岡本村真光寺・八日町村教覺寺は円光寺方に付きける。古川町方本光寺はいづれへも付かざるなり。京都本山より糺しのため、越中国浦山宗養子、これは能化同様学者なり。所化四人、御家老名代安東庄右衛門、右衆中下向あり。古川町本光寺において御糺しこれある所、真宗寺は正義に相立ち、円光寺は不正義に相別れける。

同時年号改元あり、明和九辰、安永の元年となりける。」

円光寺浄明という僧については、実はわれわれはこの論考の最初からずっと付き合ってきたことになる。すなわち、『岷江記』の著者と目される人物である。当時の飛驒における随一の学僧であり、著作も多かった。その勸化のしかたも巧みであったのか、信者たちも多く、「世の人敬ひかしづく有様、元祖聖人にもまされる振合なり」という表現はいささか過剰であるが、浄明というのはそれほどの僧侶だったのであろう。古川の町並みは今なお歴史を保存していて美しいが、中でも最も美しいのはこの円光寺界限である。かつてここに尊い説法を聴こうと人々が参集したことがあったのだと想像してみる。近くにあつて、それを見た、同じく由緒のある真宗寺の僧はそれが面白くなかったのであろうか。あるいは、宗門の教えを逸脱していると感じたために、論争に及び、その決着をつけるために、同じく古川町の大寺である本光寺で一種の宗教裁判が行われた。そこで、真宗寺は正義として生き残り、円光寺は敗北したということなのだが、しかし、円光寺の法儀のどのような点が不正義として敗北したのかははっきりしない。『飛驒夏虫記』でも、必ずしもその点のはっきりするわけではないのだが、東本願寺あるいは照蓮寺の立場からの、この円光寺事件に関わる記録がある。

「於御坊照蓮寺末寺中法儀吟味の事

去る辰年古川西本願寺末寺円光住僧勸むる処の法儀に付争論の事起り双方より本寺の判断を請度よし願出るによつて西本願寺より判者善巧寺宗谿といへる学僧に介副安東庄右衛門といへるを相添へ被差下古川本光寺におゐて双方被呼出判断有りける処円光寺先住浄明以来勧め来る法儀の趣は宗意に相叶はず不正儀の趣に決しけるによつて円光寺先住浄証儀京都へ被召寄本山におゐて永く蟄居申付られ其外円光寺荷担の寺々も夫々の科に処せられ正儀不正儀明白に相分れけり其趣東本願寺へも略相聞へ同国の事なれば当末寺中にも其法儀の趣を相慕ふ輩も有べし尤其聞へなきにもあらず其上此度飛州騒動に付ても当末寺中にも拘りたる事もありまた公辺吟味の筋にも全体飛州法儀宜しからず是によつて人気一概に片寄心懸け悪しく公儀をも恐れざる故か様の大変も起るかの趣にも相聞へたり惣じて当宗門の趣は王法を以て本とし仁義を先とし仏法は深く内心に貯へ諸神諸仏菩薩を軽しめず諸宗を誹謗致す間敷よし御文の面歴然たり然るに其趣に相違し右体の事にも有ならば甚宗意に相叶はず且は宗風の瑕瑾とも謂つべし然は当末寺中の僧侶をも宗意の心懸一通り糺しなくんば有るべからず凡僧分の者は学文なくては叶はざる処飛州の末寺中第一不学のよし相聞へけり左様の事ゆへ宗意を取失ひて不埒の筋も出来し心得違甚だ多しいそぎ吟味有べしとて輪番所江右の趣被申渡則制状被差下」。

『夢物語』の能化同様の宗養子と『飛驒夏虫記』の学僧の宗谿というのは同一人物であろう。『夢物語』で円光寺の住持を浄明とするが、事件のあったのは、『飛驒夏虫記』の記すように、その養子の浄証の代であり、処分されたのも浄証であった。『夢物語』ではその部分がすこし曖昧であるが、しかし、問題が浄明以来の信仰内容にあったことは確かであろう。この法論そのものは西本願寺の問題のはずであったが、飛驒一円の真宗寺院の問題として、東本願寺あるいは照蓮寺輪番も大いに懸念せざるを得なかった。この法論に関わった寺々はもともと照蓮寺末であり、琢情と中将親子のごたごた続きで越中の聞名寺末に変わって、西本願寺の方に移った寺々だったのであ

る。とすると、今なお照蓮寺末にとどまっている寺院にも円光寺への同調者がいるのではないかと、さらには、今回の騒動にも末寺が関わっていないかという疑念がわいて来る。それで、東本願寺としては吟味せずに放置しておくわけにはいかなかったのである。

それに続く記事が読みようによっては、興味深い。「全体飛州法儀宜しからず」といい、「人気一概に片寄心懸け悪しく」といい、さらには「飛州の末寺中第一不学のよし相聞へけり」というのはひどいものの言い方ではあるが、時としては叱責し、あるいは面罵するのも、宗教権力の常套的な手段なのであろう。しかし、読みようによっては、「飛州法儀宜しからず」というのは、飛驒には飛驒の風土と歴史の中で培われた浄土真宗がしっかりとした形で存在したということ証することばなのではないだろうか。「惣じて当宗門の趣は王法を以て本とし仁義を先とし仏法は深く内心に貯へ諸神諸仏菩薩を軽しめず諸宗を誹謗致す間敷よし御文の面歴然たり」という部分、確かに蓮如上人の『御文』に見える文句であるが、それらは吉崎に雲霞のように門徒たちが集まり始め、そのエネルギーに対して蓮如本人には收拾がつかなくなって発するようになったことばであった。それが、今回の場合は、飛驒人たちを幕府権力に売り渡すための口実に使われる。ここで東本願寺が照蓮寺輪番に対して末寺を吟味するように命じ、次のような六カ条の覚書を書き送った。一つ一つが結構な分量をもち、しかもあまり平易とはいえないが、重要なので、引用の後に、要約を試みることにする。

- 一、御末寺の僧侶 御宗門の正儀を不相弁猥りに勸化汚御法流候輩も有之様粗相聞候間平生無油断令勤学 御正意を相弁へ可申事肝要に候此儀享保年中一統 御制法を以て被仰聞候事に候得共近年猥か敷相聞候間自今猶以堅く可相守候事  
(末寺の僧侶たちで真宗の正儀をわきまえることなく、みだりに人々を勸化し、真宗の教えを汚している者たちもいるという噂を聞く。そ

こで、平生、油断することなく学問に勤め、宗旨の正しい理解に励むことが肝要である。このことはすでに享保年中に全門末に制法としてお達しのあったことであるが、近年はいよいよみだりがましい振る舞いが増えているという話なので、今後いっそうこれを固く守るよう

- 二、僧分の勸化は一往の儀として同行の会合を所詮と心得何の弁茂無之同断種々の妄儀を構へ或は自見の法門を以て 御宗門の本意を失ひ候様に相成り候趣も有之段相聞不届の事に候御法儀相統の会合に付而者別而右等の用捨可有之候事

(僧侶を勸化する場合はともかくとして、同行の会合を大事にせず何の深い思慮もなく、同じくさまざまな妄説を作りだし、ひとりよがりの法門を立てて、真宗の宗旨を蔑ろにしている場合もあると聞かすが、これは不届きなことである。御法儀を伝える会合においては特にこのようなことは考慮すべきである)

- 三、御法儀会合に付強て人を撰び隠密に打寄候儀者異執を構へ候一類に似寄候事に候得は不可然義に候尤無宿善の機に対し用捨可有之との御教示を一概に取誤り候也右体の儀深心得可有之事

(法儀についての会合で、あえて人選して、隠密に集まるのは、異端を構える者たちに似ているので、やってはいけないことである。宿善の無い者についても往生させていただけるという教えをすっかり取り誤っているのである。このようなことについては、深く心得ておかなければならない)

- 四、安心の一途は三帖の御和讃五帖の御文猶又祖師善智識の御真撰の御聖教御宗意を被為尽遺候儀を却而是を閑き候而 御宗意を不弁の末学猥に著述の書を以安心を相究候輩も有之儀無勿体次第に候仮令其著述御正儀の趣たりとも何に不足り候而是を安心の手鑑とし候哉殊更自分未熟の領解を以 御宗意を乱す族重々不届の事に候已来右体の儀堅く

### 可令停止候事

(往生を願う「安心」のことについては、親鸞上人の「三帖和讃」や蓮如上人の「五帖の御文」、そして、その他の祖師や善智識たちの御聖教に書き遺されている。なのに、真宗の本意を弁えない末学の連中がみだりに書いた書物で、「安心」の問題を究めたとする輩がいるが、とんでもないことである。たとえ、それが真宗の教えに背いていないにしても、どうしてそれを「安心」の手本にする必要があるのか。ことさらにおのれの未熟な理解でもって、真宗の本意を乱す連中がいるのは、かさねがさね不届きである。今後、このようなことは堅く禁止すべきである)

- 五、悪人撰取の御宗意と号し仏法世法の規則に背身分を不顧放逸の過行候而他門の嘲を請け通仏法の規則をも取失ひ候類全 御宗旨の御正意を心得不申誤りに候得は兼而 御已証の趣を能々伺ひ知て其旨門徒の面々へも可致勸化処是等の儀等閑に成り行候によりてをのづから偏執異邪の心得茂差起り 御正統を取乱し候様に相成候得は此段常に大切に相心得猶更王法国制を可相守の儀は御一宗の禁戒是又御示之事に候得は弥人倫の五常を不背大切に御法儀相続可有之候事

(悪人でも往生できるという宗旨だといひ、仏法にも世俗の法にも背き、身分をかえりみずに放逸の過ちをして、他宗派の嘲を受ける、また、通常の仏法の規則をも守らない、そうした者たちは、まったく真宗の正しい意図を取り違えているので、かねて説かれたおことばの趣をよくよく了解して、それを信徒たちに勸化すべきである。ところが、これらをなおざりにするものだから、自然と偏執異端の信心も生まれ、正統を乱すことにもなるので、このことをいつも大事に心得て、いつそう王法も国の制度も守らなくてはならない。それがこの宗旨の戒めとして示されていることなので、ますます人倫の五常に背くことなく大切に、御法儀を受け継いでいくべきである)



六、御末寺の間におゐては御掟を堅慎と謂て却而賢善精進の威儀を表にあ  
らわし猥りに地〔他?〕門の風儀を交へ諸行の機類を差許し候屋から  
も有之様に相聞へ是又大に 御宗意に相背候事どもに候間此段深く相  
心得可申事

(末寺間では掟を堅く慎むと云って、かえって精進堅固にしてその盛  
んな様子を表面に出して、他宗の風儀を交えて、さまざまな行の实践  
を許している連中もいると聞く。これもまた浄土真宗の宗旨に大いに  
背くことゆえ、よくよく心得るべきである)

明和九年(1772)の八月、以上の覚書を、東本願寺は、池尾伊織盛勝、若  
林蔵人直政、石井隼人政忠、粟津大学元照、下間治部卿法眼頼静の五人の家  
老連署の上で、「飛州高山御坊付 御末寺中 惣御門徒中」に宛てて送った。  
この覚書を受け取り、さらにそのお達しを遵守するという誓約も照蓮寺輪番  
の名でなされている。

「右六ヶ条此度改而被 仰出候間急度相守り可被申候以上

輪番

浄林坊

律師了行 印

第一条と第二条、不勉強あるいは理解力の不足から本願寺の宗旨を取り違  
えて勸化、すなわち人々に勧め、説法をしている連中がいるという批判がな  
される。その取り違えている内容については明らかにはされないが、真宗は  
その宗儀の正統性をめぐって、逸脱した教えは「異安心」あるいは「秘事法  
門」として排斥されて来た。それは親鸞その人の善鸞義絶までさかのぼり、  
覚如による異母弟唯善の排斥も同様の問題として捉えることもできよう。あ  
るいは蓮如の『御文』を読むと、摩擦を少なくする方便ではあろうが、他の  
神仏を蔑ろにしてはいけないと説く一方で、真宗他派に対しては攻撃の手を  
休めることがない。今回、飛驒において少なからず真宗門徒の行き過ぎが見

られたことを、ここでは戒めているのであるが、第三条においては、単なる懈怠ではなく、はっきりと異端に一步を踏み出した信仰が問題になっている。人を厳選しての秘密の寄合い。そこで宿善のない者の往生が云々されるのは危険この上ないというわけであるが、飛驒のこの法論が起こる前、明和四年（1767）、江戸において「かくれ念仏」、すなわち地下念仏秘密組織の弾圧が行われた。その弾圧の経緯、その組織の信仰内容は『庫裏法門記』なる書物に詳しく記録されているが、信者その人が、いったん死し、往生して、仏になるという秘儀が行われる。そこでは善智識（指導者）は生き仏であり、そのこと自体も本山からは認められない信仰内容となるであろう。第三条の批判はやはり隠密に行われる秘事法門への警戒を意味しているのであろう。本山はそのようなことを認めてはいない。円光寺の説法がいくら面白いからといって、「無智の在俗を勧めれば、世の人敬ひかしづく有様、元祖聖人にもまされる振合なり」というような盛況であっては、いかにもまずい。これは堅く禁止すべきであるということになる。

第四条において、聖教としては親鸞上人や蓮如上人などの書かれたものがちゃんと存在しているからには、それ以外に何を読む必要があるかというのである。末学の者の書いた書物で「安心」を究めるなど、おかしなことであって、たとえまちがったことが書いてなくとも、それを手本にするなど無意味なことであるというのだが、このことばの指しているのは、円光寺浄明の書物と考えていいであろう。『夢物語』によると、浄明には『神楽記』・『浄信記』・『四句分別』などの著書があることになっている。そのような未熟な理解を書いたものを公にして真宗の宗旨を乱すのはけしからぬというのである。

第五条は、悪人も往生できるというのがこの宗派の宗旨だからといって、むやみに仏法および世法に背いて放逸になってはならないという、いわゆる「本願ぼこり」の戒めであるが、しかし、実際には、一揆に加担するなど、あってはならないことだという、強い戒告と考えるべきであろう。今回の騒

動において百姓といっしょになって役所に叛旗を翻すのは心得違いであるといい、「王法国制を可相守」と言い切つて、本願寺ははっきり飛驒人たちの側ではなく、幕府権力側に立ったのである。

第六条において、「御掟を堅慎」というのは、僧侶らしく堅固に戒律を守ることではないかと思われるが、それと、精進を行うことなどは、みだりに他宗派の風儀を交えることで、真宗の宗風には背くこととして退けている。真宗の独自性は戒律を守ることに、精進潔斎することにもないわけであり、それらを取り入れることは、むしろ宗派の純粹性を危うくすることになるであろう。それは戒めなければならないというのは、よくわかる理屈なのだが、あらためてこのようなことを付け加えなくてはならないのは、飛驒の真宗において、なにか雑多なものが混じっていたからではないだろうか、と推測される。

以上の六カ条を認めた覚書が京都の東本願寺から送られて来て、照蓮寺輪番はそれにのつとつて、末寺を呼びつけて詮議した。その結果、

「不正儀随順の族も多く有段々吟味の上何れも是まで心得違致し御宗門の本意に相背候段只今御糺し承り候而は後悔至極仕候此已後随分心を翻し御宗意に立帰り可申也只今回心仕候上は向後是までの不正儀の趣毛頭も用ひ申間敷よし申詫られける」

ということになった。

これまでいくつかの寺々は確かに不正儀に走っていた。今回このような吟味があった後は、悔い改めて、回心し、東本願寺の宗旨に帰つて、これに背くことはけつしてしないという誓約を行ったわけである。東か西かということに関わりなく、おそらくは円光寺浄円の影響下にある寺々が飛驒には多くあったのだろう。

さて、大原騒動と関わつて、東西を問わず、飛驒一円の真宗寺院を巻き込んだ安永の法論の顛末を見てきたわけであるが、『飛驒編年史要』によってその経緯を簡単に振り返っておこう。明和九年、改元して安永元年(1772)

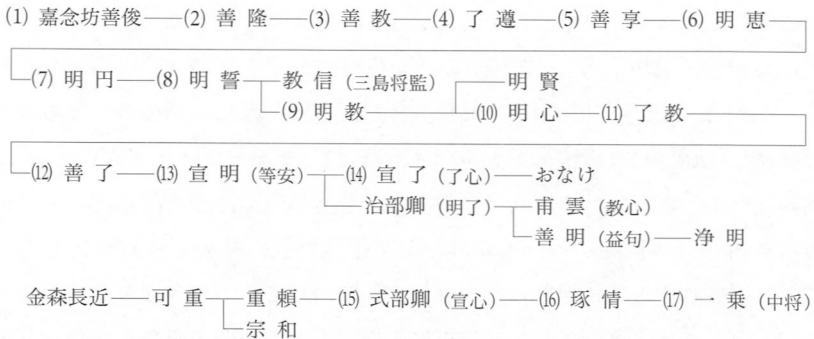
の記述である。

- 是春。古川円光寺と真宗寺との間に法論起り、西派末寺両方へ分属して互に反目す。
- 八月五日。西本願寺より使僧善巧寺僧鎔を飛州へ遣はし、古川本光寺に於て円光寺・真宗寺の法論を取調べ、是日より十二日に至り終る。
- 八月某日。東本願寺より書を飛州末寺中へ下し、法儀不正に陥らざるやう訓戒す、円光・真宗寺法論の事に依ってなり。
- 九月二十六日。西本願寺にて法論を裁決して円光寺を不正義と定め、住持浄証を本寺内終身蟄居に処し、与党歓喜寺は五十日閉門生涯法談止め、真光寺・教覚寺に三十日閉門を命ず、又相手方真宗寺は五十日閉門、浄徳寺・本光寺は十五日遠慮、其他の諸寺は構なし、浄証は故浄明の養子にて、彼の所説を継承敷衍せしものなり。

ここに出て来る歓喜寺は、照蓮寺を追い出されて流浪の生活を送った治部卿明了がようやくのことで創始した寺であった。金森家から入った式部卿宣心、琢情、そして中将と照蓮寺は受け継がれていったが、嘉念坊以来の血脈を問題にすれば、まちがいなく、飛驒の真宗の頭梁とっていい血筋であった。そして、円光寺の浄明はその明了の孫に当る。この安永の法論で不正義として斥けられた浄証はその浄明の養子であり、その所説も浄明から受け継いだものであったという。飛驒に分け入って人々を教化した善俊の正統の血脈がここにはあるわけだが、それは単に「血筋」が受け継がれたのではなく、教説も「法儀」も脈々と受け継がれてきたものではなかったかと想像される。大原騒動において、照蓮寺というより、「高山別院」は幕府と協力して騒動を鎮圧する側にまわったわけだが、多くの寺々が飛驒人の側に立って騒動を支援したのは、たとえ「不正義」と指弾されようとも、嘉念坊以来の照蓮寺の真の法灯を受け継ぐ姿勢であったといえよう。

その「不正儀」の中心をなすもの、すなわち円光寺浄明の教説、あるいは飛驒の真宗のよって立つ經典といいいいものがあるはずである。どのような宗教、どのような宗派にも、根本經典といいいいものがあるはずであるが、飛驒の真宗にとってそれは何なのか。この論考で当初から歴史書としては扱いながら、そのおそらくは宗教的ともいってよい重さに気がつかないでいた書物がある。嘉念坊善俊の飛驒白川郷への布教、照蓮寺の草創、内島家との抗争と敗北、明心の起こす奇跡、再興、江戸期の衰退を語る『岷江記』こそがその根本經典といいいいものではないのか。それは東本願寺から派遣された輪番とは無縁のものであって、嘉念坊以来の血脈の者だけに受け継がれた真宗の正統性を伝えるものではなかったろうか。『岷江記』の著者こそ、ここに出て来る「不正儀」と断罪された浄証の師匠であり、養父の浄明にほかならない。とすれば、『岷江記』はまぎれもなく「不正儀」の書物であり、異端の書物なのである。考えてみれば、山間の一地方のこととはいえ、阿弥陀仏以外に、あるいは親鸞上人以外に、宗教的なカリスマの存在を認める信仰など、許されるはずのないものであった。

照蓮寺系図



(数字は照蓮寺住持の継承順を示す)

## 【結論にかえて】

この論考において庶幾したのは、柳田国男の『毛坊主考』に対して疑義を呈することであった。そのために照蓮寺を中心にした飛驒における浄土真宗の歴史を振り返ってみた。飛驒一国はさながら「真宗王国」であって、飛驒における真宗に関する研究論文など枚挙に暇がない。しかし、権威というものはいかにも恐ろしい足枷になる。柳田の所説に異を唱えた人は皆無である。御母衣ダムの完成以前には確かにそこにあった中野の照蓮寺を素通りして、小白川のわびしい寺のたたずまいと、厩肥をかついでいる無愛想な男から毛坊主を説き起こすのは奇妙なのではないか。小白川自体が他の白川郷十五カ村とともに実は照蓮寺領だったのである。そのことを柳田は見過ごして論を立てているということを指摘すれば、この論考の目的は果たしたといえる。

しかし、いわゆる『毛坊主考』は飛驒白川の毛坊主のみをみつかった本ではない。もともと大正三年（1914）の三月から、翌四年の二月まで雑誌『郷土研究』に連載された十一篇の論文をひとくくりにしたものである。十一篇とは最初の「毛坊主考」、それから「念仏団体の変遷」「実盛塚」「ネブタ流し」「聖と云ふ部落」「鉢叩きと其杖」「茶筌及びササラ」「夙の者と守宮神との関係」「法師戸」「護法童子」、そして「結論」である。仏教渡来以前から、共同体の中、あるいはその周辺にあって、悪霊の駆除、葬礼、祭祀、その他の宗教的な行事に与かった人々、そして中世以後、社会の変質にともなって、蔑視されるようにもなった人々について論じていて、今なおその着想から得るところは大きい。しかし、首尾結構をもって一冊の書物の体裁はじゅうぶんにととのっているにもかかわらず、柳田の意向から、本として刊行されることはなかった。それは被差別部落について論じつつ、皇室とも結びつ

きの強い本願寺の起源に触れることは忌避すべきだという思いが働いたからだ、普通には解釈されているのだが、はたしてそれだけなのであろうか。

わたしが二十数年前の学生時代に感銘を受けた書物にレヴィー＝ストロースの『悲しき熱帯』という書物がある。著者の名を一躍高からしめた、構造主義人類学の古典的な書物であるが、南米の細々と生きるインディアン民族誌をつづりながら、彼はそれが民族の原初の姿であるとは見誤らなかつた。かつて民族の夏を経験し、隆盛を誇った民族が衰退して見掛けの上で「原初」の姿をとることも、確かにありうる。しかし、その二つは同じものではけっしてない。また、発展だけが目指されなければならないものでもない。衰退を選ぶことも、あるいは誇りをもって敗北を選ぶことも、選択としてはありうる。細々と生きているインディアンたちは、かつての南米の主人たちの末裔なのであって、原初の文化を生きていたわけではなかつたのである。

柳田国男は小白川の庭先で働く男子に真宗の毛坊主の原初の姿を認めたくれど、それは、逆に隆盛を誇った「真宗王国」の末裔の姿であつた。生き仏でもある照蓮寺住職を御輿に担ぎ上げて、白川郷一帯を糾合し、一揆の雄叫びを高々と上げた人々の末裔であつたのが、やがて中世が終わり、照蓮寺も高山に去って、そこからも消失してしまい、主人を失って、見る者に落莫たる印象を与えたに過ぎなかつた。白川郷の谷間には「南無阿弥陀仏」の称名の声が地鳴りのようにこだましていたはずなのである。それが柳田の耳には届かなかつた、あるいは故意に耳を塞いでいたというしかない。